第三次箕面市子どもプラン (案)

平成27年(2015年)5月 箕 面 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の概要	1
第1項 国の少子化対策	1
第2項 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯	1
第2節 計画の位置づけ	2
第1項 法的位置づけ	2
第2項 計画体系における位置づけ	3
第3項 計画対象	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	4
第1項 箕面市子ども育成推進協議会子ども・子育て支援新制度部会の設置	4
第2項 アンケート調査の実施	4
第2章 箕面市の子どもと子育てをとりまく状況	5
第1節 子どもと子育てをとりまく現状	5
第1項 人口等の状況	5
第2項 子どもの状況と子育ての実態	
第2節 アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ	19
第1項 調查概要	
第2項 母親の就労状況	20
第3項 育児休業の取得状況	21
第4項 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用状況	
第5項 病児保育の利用希望	22
第6項 一時預かりなどの利用状況	23
第7項 子どもの生活習慣	23
第8項 子どもの遊び場	25
第9項 子育ての悩み	25
第3章 計画の基本理念と施策の基本方向	27
第1節 基本理念	27
第2節 基本目標	27
第3節 施策体系図	29
第4章 施策の展開	
第1節 施策の基本方向と主な取り組み	30
第1項 家庭における子育て環境の見直しと地域における子育て環境の整備	30

第2項	保育・教育サービスの量的・質的充実(子ども・子育て	支援事業計画)39
第3項	子育て世代に対する労働環境の整備	75
第4項	子どもの遊び場づくり	78
第5項	子どもの文化的・社会的活動の支援	82
第6項	教育の充実と開かれた学校づくり	87
第7項	健全育成と自立支援	93
第8項	世代をつなぐ生涯学習・交流の促進	96
第2節	重点的に取り組む項目	98
第1項	子どもの育ちを育む	98
第2項	様々な体験や地域交流の充実	99
第3項	家庭と社会をつなぐ機会の充実	101
第3節	計画に係る目標指標	103
第1項	箕面市新子どもプラン(箕面市次世代育成支援対策行動計画)	の目標と実績103
第5章 計	画の推進体制	110
第1節	点検、評価(Plan Do Check Act)	110
第2節	計画の推進体制	111
第3節	計画内容の周知徹底	111

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の概要

第1項 国の少子化対策

平成2年(1990年)、合計特殊出生率が1.57と戦後最低になったのを受け、国においては平成6年(1994年)のエンゼルプランの策定を皮切りに、平成15年(2003年)の少子化社会対策基本法に続く次世代育成支援対策推進法の制定など、総合的な少子化対策を進めてきました。しかし、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況です。

幼児期の保育や教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であり、質の高い保育や幼児教育を地域のニーズに応じて総合的に提供する必要性も改めて認識されました。こうした課題に対し、国や地域をあげて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築する必要があるとの機運が高まり、新たな子育て支援制度の検討が行われてきました。

このような中で平成24年(2012年)8月、社会保障と税の一体改革の一項目として、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改訂する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(子ども・子育て関連3法)が可決・成立しました。

第2項 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度(2015年度)から始まる「子ども・子育て支援新制度」により、子育てをめぐる課題の解決をめざし、地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営やサービス提供を行っていくなど、自治体の権限と責任が強化されることになりました。

全ての自治体は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に質の高い幼児期の保育・教育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められました。

本市における事業計画は、「子ども・子育て支援法」により記載する必要がある項目に加え、平成26年度(2014年度)で計画が終了する「箕面市新子どもプラン」(次世代育成支援対策行動計画(後期計画))を引き継ぐ計画に位置づけ、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載することとします。

第2節 計画の位置づけ

第1項 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域 子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施 に関する計画を定めるものとする。

平成27年(2015年)3月までの時限法として制定された次世代育成支援対策推進法は、 子ども・子育て支援法附則第2条に基づく検討の上、法律の有効期限が平成37年(2025年)3月31日まで10年間延長されました。

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定は、平成27年度(2015年度)から子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画が義務付けられたことに伴い、任意となりましたが、引き続き次世代育成支援対策を推進するため、本計画を市町村行動計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務 及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及 び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家 庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するこ とができる。

第2項 計画体系における位置づけ

本計画は、「第五次箕面市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

さらに、これまでの取り組みとの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを 総合的・一体的に進めるために、関連計画と整合性をもったものとして定めています。

- ・箕面市子ども条例
- ・箕面市まちづくり理念条例
- ・箕面市市民参加条例
- ・ 箕面市非営利公益市民活動 促進条例
- ・箕面市人権宣言
- ・青少年健全育成都市宣言
- ・箕面市人権のまち推進基本方針

- · 新箕面市人権教育基本方針
- · 箕面市人権保育基本方針
- ・第3次箕面市障害者市民の長期計画 (みのお'N'プラン)
- ・箕面市男女協働参画推進プラン
- · 箕面市国際化指針
- ・箕面市就労支援基本計画

箕面市子ども条例

「箕面市子ども条例」は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とし、平成11年(1999年)10月1日に施行されました。

条例施行後、市は「箕面市子ども条例」の基本理念に基づき、子どもに関するさまざま な施策を策定し、実施してきました。

第3項 計画対象

本計画が対象とする子どもは、児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条並びに箕面市子ども条例第2条に基づき、18歳未満の者とします。

第3節 計画の期間

本計画は、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5年間を計画期間とします。

	6 H17 H18 度 年度 年度			22 H23 度 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度		H30 年度	H31 年度	H32 年度
第四次箕面市総合計画					第五次箕面市総合計画								
		箕面市新子どもブ				プラン							
箕面市子どもプラン	次世代育成3	次世代育成支援対策行動計画 次世代			代育成支援対策行動計画			第三	次箕	面市子	どもフ	゚゚ラン	
	前期計i	前期計画(5年計画) 後			後期計画(5年計画)								

第4節 計画の策定体制

第1項 箕面市子ども育成推進協議会子ども・子育て支援新制度部会の設置

本計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係行政機関の職員等からなる「箕面市子ども育成推進協議会子ども・子育て支援新制度部会」を設置し、計画策定に反映すべくさまざまな意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

第2項 アンケート調査の実施

市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握し、計画策定に役立てるため、 平成25年(2013年)12月6日から同年12月23日にかけて就学前児童及び小学校児 童を持つ保護者を対象として、「箕面市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実 施しました。